

ましては、用語を改めるものでございます。第三十八條、四十條、五十二條につきましては、条文の整理。五十三條、五十四條、六十二條の二につきましては、用語を改め六十三條、六十四條、六十五條につきましては、条文整備をするものであります。

続きまして、六十七條、六十八條、次のページの七十五條、七十九條、七十九條の二項、いずれも用語を改めるものでございます。次の八十八條、八十九條につきましては、条文の整理。九十三條、九十九條、百十條及び附則六條の二十八條の二十八條の四につきましては、用語を改めるものでございます。

続きまして、附則二十八條につきましては、冒頭御説明申し上げたとおり、固定資産税の納期を昭和五十七年度に限り、四月一日から同月三十日までを「五月一日から同月三十一日まで」とするものであります。別表第一は関係事項を明記し、附則として公布の日から施行しようとするものです。続きまして、議案第十二号、福生市都市計画法税条例の一部を改正する条例でございますが、本条例の改正につきましては、福生市賦課徴収条例に準じ、二条以降、附則十項までは用語を改めるものであります。

附則第十六項は、昭和五十七年度の都市計画法税に限り、「四月一日から同月三十一日まで」を「五月一日から同月三十一日まで」と一カ月を延ばして改めようとするものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布のときから施行しようとするものでございます。

以上で大変難解でございますが、内容を御説明申し上げました。よろしく慎重審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上を提案理由の説明は終わりました。

これより本二条に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十二号及び議案第十三号については、総務委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本二案はともに総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十二号及

び議案第十三号はともに総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第五議案第十三号、福生市児童遊園条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第十三号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由

とその内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、用語の整理と熊中稻荷児童遊園を新たに設置したことに伴います改正でございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第三条、第四条、第九条は用語の整理でございます。別表につき

ましては、藤の木児童遊園の次に、このたび完成いたしました名称熊中稲荷児童遊園、位置福生市大字熊川一〇〇番地三を付け加えようとするものでございます。

附則につきましては、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております、議案第十三号については、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するこに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よて議案第十三号は、

原案どおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第六 議案第十四号 福生市福祉会館条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君 登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 御指名をいただきまして、議案第十四号 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

福祉会館につきましては、老人、心身障害者及び母子の福祉事業を行う施設、社会教育活動を行う施設、学童保育事業を行う施設といったしまして、福祉・社会教育活動の両面にわたる施設として規定されておりました。今回社会教育施設を廃止したことによりまして、その他の施設として規定いたしました。単一の福祉会館としようとするものでございます。しかしながら、市民の利用につきましては、社会教育施設をその他の施設としたしまして、使用していただきまして、従来と全く変わるものではございません。

次に、内容について御説明を申し上げます。

次のページでございますが、第二条につきましては、字句の整備でございます。第三条は定義でございますが、今回母子福祉法が母子及び寡婦福祉法

に変わったことによりまして改正でございます。第五条で母子ということが規定されておりましたが、第五条の一項におきましては、配偶者のない女子、第二項におきましては、児童が二十歳に満たない女子というようにいわゆる母子を規定をしたものでござります。同様の第四号につきましては、「もの」を「変更したのみでござります。それから、第四号におきまして母子及び寡婦福祉法によりまして、第五條の三項で定められた配偶者のない女子であつて、児童を扶養したことのあつた者というような規定で「寡婦」をここに改めて挿入したものでござります。第四條につきましては事業でござりますが、先ほど前条で申し上げましたように「心身障害者及び母子」を「心身障害者、母子及び寡婦」に改めようとするものでござります。第二号におきまして、社会教育活動に關することを削りました。順次繰り下げて整備をしようとするものでござります。

第五条につきましては、施設でござりますが、同様「母子及び寡婦」を「寡婦」に改めると同時に、社会教育活動を行う施設、第二号を削るものでござります。第三号におきましては、前二号に掲げる以外の施設ということにして、従来の「社会教育活動を行う施設」を「前号に掲げる以外の施設」と

ということとで、その他の施設として規定しようとするものでござります。

次に、第六條でござりますが、六條につきましては休業日でござりますが、「管理者」を「市長」に読み換えますと同時に、社会教育施設を除くことによりまして号数の変更整備でござります。

第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條につきましては、読みかえと号数の整備でござります。

第十三條の使用料でござりますが、第五條に規定する施設のうち、第二号の施設を第五條三号に指定するその他の施設に改めまして、「かかる」を「掲げる」に用語の整備をするものでござります。次に、同條の第一号中というところでござりますが、使用料の免除の規定でござりますが、従来の「社会教育団体」を「市内の公共的団体」に改めようとするものでござります。以下、「管理者」を「市長」に読みかえるものでござります。

第十四條につきましては、「第十二條、第三号及び同條、第四号」の「同條」だけを削るものでござりまして、条文の整備でござります。

次に、第十六條につきましては、「管理者」を「市長」に読みかえるも

のでございます。

第十七条につきましては、字句の整正備でございます。

第十八条につきましては、「管理者」を「市長」に読みかえるものでございます。

第十九条につきましては、一部業務の委託でございますが、「第四条第一号及び第三号にかかざる業務」を「第四条第一号及び第二号」に、いわゆる社会教育施設を除いたために号数の整理をしたものでございます。第二十条につきましては、委任でございますが、市規則で定めるというふうに改めるものでございます。

次に、別表でございますが、別表を第十三条という括弧におきまして、使用料を明確にいたしました。この表を使用区分を従来九時から十時までずっと一貫性があったわけでございますが、交代時間をそれぞれ一時間設けようとするものでございます。

附則につきましては、この条例は五十七年四月一日から施行するものでございます。

大変簡単な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案御確定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○ニ番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十四号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第七議案第十五号 福生市福東会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 井上久田君 登壇)

○市民部長(井上久男君) 御指名をいただきまして、議案第十五号 福生市福東会館条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして、御説明申し上げます。

本案は、福東会館の管理委託につきまして、委託料の支払についての規定を整理しようとするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

第二条中、位置の番地の「一千六百六十二番地七におく」を「一」を取りまして「十六百六十二番地七」に改め、第三条の見出しを「管理」とあるものを

「管理の委託」に改め、次に一項を加え会館の管理を委託したときは、予算の範囲内で委託料を支払うことができる旨の規定をするものでございます。

次に、第四条中、「市長が定める」を「市規則で定める」に改め、会館の

管理についての規定を設け、整備しようとするものであります。

なお、附則において、昭和五十七年四月一日から施行しようとするものであります。

以上、はなはだ簡単な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(末次性男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

○議長(末次性男君) 賛成と呼ぶ者あり) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第八議案第十六号 福生市国民健康保険条例の二部を改正する条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君 登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 御指名をいただきまして、議案第十六号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と

その内容について御説明申し上げます。

今回の国民健康保険条例の一部改正は、国の給付基準の改正に伴いまして、福生市国民健康保険条例の助産費を改正しようとするものでございます。

次に、内容について御説明申し上げます。

第六条第一項中「助産費を現行八万円を十万円に改正しようとするものでございます。」

附則におきまして、施行期日につきましては、五十七年四月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置につきましては、改正後の福生市国民健康保険条例の規定は、施行日以後の被保険者の出産にかかるものから適用し、施行日前の出産にかかるものについては従前の例により参付しようとするものでございます。

以上簡単な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議 長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○二 番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第十六号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議 長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議 長(末次性男君) 日程第九議案第十七号福生市都市公園条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田 和雄君 登壇)

○建設部長(内田 和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第十七号福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、用語の整理と福生緑地から多摩川緑地に名称変更したこと、並びに福生かに坂公園を新たに設置することに伴う改正でございます。

内容について御説明申し上げます。

第四条、第五条、第九条、第十條の改正は用語の整理でございます。別表中、名称変更については、福生都市計画区域のうち羽村町が福生緑地の上流小作取水せき付近二ヘクタールを追加変更することに伴い、東京都から多摩川にかかわる緑地について多摩川緑地として名称を統一するよう

指導があり、昭和五十六年十一月末をもって都知事決定の告示がされました。これに伴い、「福生緑地柳山公園」を「多摩川緑地福生柳山公園」に「福生緑地南公園」を「多摩川緑地福生南公園」に改めようとするものと、鍋ヶ谷児童公園の次に、名称「多摩川緑地福生かに坂公園」位置福生市大字福生二八五番地一五を付け加えようとするものです。この公園は大半を都市下水路吐け口の両側河川敷一万二千九十四平方メートルを占用して、遊具施設、サイクリングコース、運動広場、ピクニック広場等で総面積一万三千二百八十一平方メートルの近隣公園でございます。

附則におきまして、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わります。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十七号については、原案のとおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、議案第十七号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十議案十八号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第七号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君 登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 御指名でございますので、昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第七号)の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

議案第十八号昭和五十六年一般会計補正予算に入る前に、一応今回の骨子について御説明申し上げますと、今回の補正予算の主なものは、年度最終議会でもあり、その関係上、加美緑地の防衛補助事業追加に関連する関係項目以外は、総じて精算的なものがありまして、歳入歳出とも既決の予算に對しましての差額の増減補正するものであります。なお、今回は第二表、第三表におきましては、債務負担行為、地方債の補正をお願いするものであります。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。まず、一ページをお開きいただきたいと思っております。

総則でございますが、第一条は、歳入歳出一億九千七百六十四万円を追加歳入歳出それぞれ、総額を百十五億四千三百六十九万七千円とするもの

であります。

それから、第三条債務負担行為の補正といたしまして、福生市土地開発公社に對する債務保証といたしまして、その年限を六十一年度まで延長するものであります。

さらに、第三条地方債につきましては、福生第一小学校増築事業債を初めとする十件の起債の許可額の変更許可見込みが得られましたので、おのれの増減変更するものであります。

二ページの歳入について御説明申し上げます。

各項における補正額の主なものを申し上げます。まず、市税二千六百五万六千円の追加補正は、市民税の法人税のうち、法人税割の調定増によるものであります。また、市たばこ消費税は、消費本数の増加による増収入であります。

次に、地方譲与税四十一万九千円、次の自動車取得税交付金の減額三百八十万二千円は、このほど東京都等から発表されましたところの予算及び地財計画に基づき推計清算による増減であります。